

報第42号

専決処分報告について

(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び規約の変更について)

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
規約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)12月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 17 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を下記のとおり変更するものとする。

以上同法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年（2023 年）11 月 6 日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約
新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）
の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年1月23日総行市総務大臣許可第30号）

新		旧	
別表第1（第2条関係） （略）、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合（略）		別表第1（第2条関係） （略）、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合（略）	
別表第2（第3条関係） 共同処理する事務		別表第2（第3条関係） 共同処理する事務	
1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	組合市町村等 （略）、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合（略）	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	組合市町村等 （略）、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合（略）
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	（略）、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合（略）	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	（略）、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合（略）
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	（略）、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合（略）	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	（略）、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合（略）
4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したものの	（略）、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合（略）	4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したものの	（略）、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合（略）

新

5 地方公務員法第 39 条第 2 項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)
6 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)
7～16 (略)	

旧

5 地方公務員法第 39 条第 2 項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)
6 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)
7～16 (略)	